

国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成21年4月1日改正	平成21年5月28日改正
平成22年4月1日改正	平成22年6月30日改正
平成23年5月24日改正	平成25年3月5日改正
平成26年5月13日改正	平成29年1月1日改正
平成30年12月13日改正	令和元年6月25日改正
令和4年2月8日改正	令和4年3月22日改正
令和4年9月27日改正	令和4年12月6日改正
令和5年1月24日改正	令和6年3月26日改正
令和7年3月11日改正	

(趣旨)

第1条 この規則は、[国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則](#)（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務するパートタイム職員（以下「パート職員」という。）の労働時間、休日及び休暇等に関し、必要な事項を定める。

(監督者)

第1条の2 大学は、パート職員の労働時間、休日及び休暇等を適正に管理するため、部署ごとに監督者を置く。

2 監督者は、当該部署のパート職員数及びパート職員の勤務場所等を考慮の上、パート職員の勤務状況を適正に管理できる者のうちから、学長が指名する。

(労働時間)

第1条の3 パート職員の労働時間は、1週間につき30時間を超えない範囲内（ただし、医員（短時間）及び大学院医員（短時間）については、31時間を超えない範囲内とする。）とし、1日につき7時間45分以内とする。

(休憩時間)

第1条の4 パート職員の休憩時間は、原則として1日の労働時間の途中に1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が6時間以下のパート職員には、休憩時間を与えないことがある。

(休日)

第1条の5 パート職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の休日のうち、法定休日は日曜日とする。

3 本学の運営上、第1項の規定により難しいパート職員の休日については、労働条件通知書に定めるところによる。

(休日の振替)

第2条 前条第1項に規定する休日に業務の都合上、労働を命ずる必要がある場合には、あらかじめ他の労働を要する日を休日として振替し、振替前の休日を労働日とする。

2 前項に基づく振替は、原則として、労働を命じた休日の属する週とし、振替後の週当たりの労働時間は、振替前の週当たりの労働時間を超えないこととする。

3 第1項の振替の単位は、1日とする。ただし、前条第2項で定める法定休日以外の休日においては、半日単位での振替ができるものとする。

4 前項の半日単位の振替の取扱いについては、第9条第2項の規定を準用する。この場合において、「年次有給休暇」及び「休暇」とあるのは、「振替」と読み替えるものとする。

(休日の振替の手続き)

第3条 休日の振替の指定は、所定の手続きにより大学が行うものとする。

(時間外労働、休日労働及び早出遅出労働)

第4条 大学は、パート職員に対し、次の各号の一に該当する場合は第1条の2から第1条の4までの規定にかかわらず、時間外（早出・残業・休憩時間）又は休日に労働させることがある。

(1) 業務上必要やむを得ない事由があるとき

(2) 災害その他避けることのできない事由で臨時に必要な生じたとき

(3) その他時間外労働及び休日労働を必要とするとき

2 前項の時間外労働及び休日労働は、労使協定の範囲内とする。

3 時間外労働及び休日労働を命ぜられた者は、正当な理由なく拒むことはできない。

4 小学校第1学年の終期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行うパート職員が、時間外労働の制限又は免除について請求した場合は、別に定める「国立大学法人富山大学の育児又は介護を行う職員の時間外労働の制限等に関する規則」による。

5 小学校第1学年の終期に達するまでの子の養育を行うパート職員、小学校に就学している子の送迎のため放課後児童クラブ等へ赴くパート職員又は家族の介護を行うパート職員が、早出遅出労働を請求した場合は、別に定める「国立大学法人富山大学の育児又は介護を行う職員の早出遅出労働に関する規則」による。

6 大学は、妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は、時間外労働及び休日労働を命じないものとする。

(宿日直勤務)

第4条の2 大学は、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第2条で定める医員（短時間）及び大学院医員（短時間）に対し、所定労働時間外において業務上必要がある場合には、宿日直勤務を命ずることがある。

2 前項に定めるもののほか、宿日直勤務に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務間インターバル)

第4条の3 大学は、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第2条で定める医員（短時間）、大学院医員（短時間）及び大学院当直医師に対し、勤務終了後から次の勤務の開始までに、一定の休息时间（以下「勤務間インターバル」という。）を与えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、勤務間インターバルに関し必要な事項は、別に定

める。

(出勤)

第5条 パート職員は、始業時刻までに出勤し、直ちに所定の手続きを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、パート職員の出勤状況の確認は、大学が認めたその他の方法によることができる。

(休暇の種類)

第5条の2 パート職員の休暇は、年次有給休暇、その他の有給休暇及び無給休暇とする。

(年次有給休暇)

第6条 1週間の労働日数が5日以上又は1週間の労働時間が30時間以上のパート職員の年次有給休暇は、雇入れの日から起算した勤続年数に応じた日数を、次の表のとおり付与する。ただし、雇入れ時に年次有給休暇を付与するのは、6か月以上の雇用期間を定めて採用した者（契約期間の更新により、雇用期間が6か月以上となる者を含む。）に限る。

勤続年数	雇入れ時	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	5日	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 1週間の労働時間が30時間未満で、かつ1週間の労働日数が4日以下又は年間の労働日数が48日以上216日以下のパート職員の年次有給休暇は、雇入れの日から起算した勤続年数に応じた日数を、次の表のとおり付与する。ただし、雇入れ時に年次有給休暇を付与するのは、6か月以上の雇用期間を定めて採用した者（契約期間の更新により、雇用期間が6か月以上となる者を含む。）に限る。

1週間の労働日数	1年間の労働日数	勤続年数							
		雇入れ時	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
4日	169日～216日	3日	4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	2日	3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	1日	2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～	1日		2日	2日	2日	3日	3日	3日

	72 日								
--	------	--	--	--	--	--	--	--	--

- 3 雇い入れ時に付与する年次有給休暇を除き、6 か月経過した日以降の年次有給休暇は、雇い入れ時からの各期間において、全労働日の 8 割以上出勤した場合に付与するものとする。
- 4 退職後、引き続きパート職員となった場合の年次有給休暇は、従前の雇用関係が継続しているものとみなし、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとし、新たに年次有給休暇は付与しない。
- 5 雇い入れ時に付与された年次有給休暇の残日数は、雇い入れ時から 6 か月経過後に付与される年次有給休暇に繰り入れるものとする。
- 6 大学は、パート職員に大学が時季を指定して取得させる年次有給休暇（以下「時季指定年次有給休暇」という。）を、第 1 項及び第 2 項に規定する年次有給休暇の他に 5 日を付与する。ただし、時季指定年次有給休暇を指定した期間に在職しており、1 週間の労働日数が 4 日以下の者にあつては、当該パート職員の労働日に限るものとする。

（年次有給休暇の繰越し）

第 7 条 年次有給休暇の残日数は、20 日を限度に、次の 1 年間に限り繰り越すことができる。（1 日未満の端数があるときは、切り上げた日数）

- 2 前項の規定にかかわらず、雇い入れの日から 6 か月経過後に付与する年次有給休暇の有効期間は 2 年 6 か月とし、雇い入れの日から 1 年経過後に繰り越すこととなる年次有給休暇は、雇い入れの日から 6 か月経過後に付与された年次有給休暇及び前条第 5 項により繰り入れられた年次有給休暇の残日数とする。（1 日未満の端数があるときは、切り上げた日数）

（年次有給休暇の請求）

第 8 条 年次有給休暇は、パート職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、大学が職員の請求した時季に休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずる場合には、他の時季に与えることがある。

- 2 パート職員は、年次有給休暇を取得する場合には、大学に対し事前に所定の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合には、事後速やかにその理由を付して所定の請求をしなければならない。
- 3 大学は、時季指定年次有給休暇 5 日を、6 月から 12 月までの期間で別に定める。ただし、業務の都合により指定した時季に取得が困難な場合は、6 月から 12 月までの期間で 1 日を単位として他の日に取得させるものとする。

（年次有給休暇の単位）

第 9 条 年次有給休暇の単位は、1 日又は半日とする。ただし、パート職員から請求があった場合で特に必要であると認められる場合は、1 時間を単位とすることができる。

- 2 半日単位の年次有給休暇は、1 日の所定労働時間が 6 時間以上である日に使用することができる。この場合において、1 日の労働時間が 7 時間 45 分に満たない日については、1 日の所定労働時間の概ね 5 割の時間を半日として取り扱うものとする。
- 3 パート職員は、年次有給休暇の日数のうち、第 7 条の繰越日数分も含めて、1 年について 5 日については 1 時間単位で使用することができる。この場合において、1 日分に

相当する時間数は、1日の平均所定労働時間とし、1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切上げるものとする。

(その他の有給休暇)

第10条 パート職員が、次の各号に掲げる事由により労働しないことが相当であると認める場合には当該各号に掲げる期間を有給の休暇とする。

(1) パート職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) パート職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、パート職員が労働しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間

イ パート職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該パート職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ パート職員及び当該パート職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該パート職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(4) パート職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、パート職員が退勤途上における身体の危険を回避するため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(6) パート職員の親族（国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則第22条第12号に定める別表第7に掲げる親族とする。）が死亡した場合で、パート職員が葬儀、服喪その他の行事等のため労働しないことを認めたとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(7) パート職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために労働しないことが相当であると認められる場合 一の年度の6月から12月までの期間に在職する者で、同期間内において1日（「リフレッシュ休暇」という。）。ただし、週30時間未満の者にあっては適用しない。

(8) 小学校第3学年の終期に達するまでの子（配偶者の子、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子、養子縁組里親である職員に委託されている子及び当該職員を養子縁組里親として委託することが適当と認められているにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該職員を養育里親として委託された子を含む）を養育するパート職員が、その子の看護や学校行事等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること、感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式をいう。）のため労働しないことを認めた場合 一の年度において5日の範囲内の期間（その養育

する小学校第3学年の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日の範囲内の期間)

- (9) 対象家族(国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則第2条第2項に規定する対象家族をいう。以下同じ。)の介護,対象家族の通院等の付添い,対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他対象家族に必要な世話をを行うため労働しないことを認めた場合 一の年度において5日の範囲内の期間(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては10日の範囲内の期間)
- (10) パート職員が結婚する場合で,結婚の日の5日前から当該結婚の日後6月を経過するまでに,結婚式,旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために労働しないことを認めたとき 連続する5日の範囲内の期間
- (11) パート職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で,労働しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日の範囲内の期間(当該通院等が体外受精及び顕微授精の場合にあつては,10日の範囲内の期間)
- (12) 分娩予定日から起算して8週間(多胎妊娠の場合にあつては,14週間)以内に出産する予定であるパート職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (13) パート職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。以下同じ。)した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過したパート職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (14) パート職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い労働しないことを認めたとき 2日の範囲内の期間
- (15) パート職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあつては,14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において,当該出産に係る子又は小学校就学前の子(妻の子を含む。)を養育するパート職員が,これらの子の養育のため労働しないことが認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (16) パート職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある,その労働しないことがやむを得ないと認められる場合(第11条第1項第4号及び第5号に掲げる場合を除く。)一の年度において10日の範囲内の期間とし,1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ,週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ,それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで

日 数	7 日	5 日	3 日	1 日
-----	-----	-----	-----	-----

2 この規則に定めるもののほか、その他の有給休暇の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

(無給休暇)

第 11 条 パート職員が、次の各号に掲げる事由により労働しないことが相当であると認める場合には、当該各号に掲げる期間（時間）を無給休暇とする。

(1) 生後 1 年に達しない子を育てるパート職員が、その子の保育のために必要と認めた授乳、託児所への送迎等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む）を承認され、又は労基法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(2) 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）（以下「男女雇用機会均等法」という。）第 12 条の規定に基づく、労働時間内の保健指導又は健康審査

イ 産前の場合

妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回

妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に 1 回

妊娠 36 週から出産まで 1 週間に 1 回

ただし、医師又は助産婦（以下「医師等という。」）がこれと異なる指示をしたときはその指示により必要な時間

ロ 産後（1 年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

(3) 男女雇用機会均等法第 13 条の規定に基づく、通勤緩和、休憩及び諸症状に対応する措置

イ 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を医師等から指導された場合は、原則として 1 時間の労働時間の短縮又は 1 時間以内の時差出勤

ロ 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について医師等から指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

ハ 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置

妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあると医師等から指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、労働時間の短縮、休業、補食等

(4) パート職員が生理日における就業が著しく困難なため、労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(5) パート職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しな

いことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (6) パート職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）一の年度において10日の範囲内の期間

- (7) パート職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認めた期間

- (8) パート職員が、組合交渉への参加を申し出た場合 必要と認められる期間

- 2 この規則に定めるもののほか、無給休暇の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

（その他の有給休暇の単位）

第12条 その他の有給休暇及び無給休暇の単位は、必要に応じて1日、半日、1時間又は1分とする。

- 2 第10条第1項第3号、第7号及び第10号の日数の取扱いについては、時間又は分を単位として取得した場合においても、1日として取り扱う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第10条第1項第11号、第14号及び第15号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第10条第1項第8号及び第9号の休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第10条第1項第16号の休暇（以下「病気休暇」という。）の単位は、1日、1時間又は1分とする。
- 6 第1項の半日単位の休暇の取扱いについては、第9条の規定を準用する。この場合において、「年次有給休暇」とあるのは、「その他の有給休暇」と読み替えるものとする。

（その他の有給休暇の請求）

第12条の2 その他の有給休暇を請求する場合には、必要に応じて、その請求事由、期間等を確認することができる書類を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、病気休暇が1週間を超える場合には、療養予定期間の記載された医師の診断書を提出しなければならない。その療養予定期間を超えて、更に療養する必要がある場合も同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、1週間以内の病気休暇であっても医師の診断書の提出を求めることがある。
- 4 医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇を承認されていたパート職員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤するときは、その日から就業可能である旨を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

（無給休暇の単位）

第13条 無給休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日における年次有給休暇に関する勤続年数及び残日数については、施行日においてこれを継承する。
- 3 この規則の施行日の前日において、既に承認された年次有給休暇、無給休暇等については、施行日以後新たにこの規則による届け出を要しない。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において雇入れの日から 6 か月を経過しているパート職員については、改正前の規則第 6 条により年次有給休暇を付与する。
- 3 施行日において雇入れの日から 6 か月を経過していないパート職員については、次の表の左欄に掲げる改正後の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 1 項及び第 2 項の表	雇入れ時	施行日
第 6 条第 3 項及び第 5 項	雇入れ時に付与	施行日に付与
第 7 条第 2 項	雇入れ時に付与する年次有給休暇の有効期間は 2 年 6 か月	施行日に付与する年次有給休暇の有効期間は 2 年 6 か月

- 4 施行日前に申出があった欠勤及び無給休暇については、第 6 条の雇入れ時の休暇は

適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、第 10 条第 1 項第 8 号の規定の適用については、同号中「養子縁組里親である職員に委託されている子」とあるのは「里親である職員に委託されている子であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの」とする。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。
- 2 令和元年 6 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間において、第 10 条第 1 項第 7 号に規定する休暇を取得した場合は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 1 日取得した場合 改正後の第 10 条第 1 項第 7 号に規定するリフレッシュ休暇として取り扱う。
 - (2) 2 日以上取得した場合 1 日を改正後の第 10 条第 1 項第 7 号に規定するリフレッシュ休暇とし、1 日を超える日を時季指定年次有給休暇として取り扱う。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 8 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 22 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 10 条第 1 項第 10 号及び第 12 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に短時間勤務医師又は大学院短時間勤務医師であった者については、改正後の第 1 条の 3 及び第 4 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規則により令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までに年次有給休暇(雇入れ時に付与した年次有給休暇を除く。)を付与したパート職員には、この規則の施行の日に勤続年数に応じた年次有給休暇を付与し(第 6 条第 3 項の出勤日数の割合を満たす者に限る。), この年次有給休暇の残日数は、第 7 条の規定にかかわらず令和 8 年度の年次有給休暇付与日の前日まで繰り越すことができるものとする。
- 3 次の表の左欄に掲げる区分の年次有給休暇で、改正前の規則により同表中欄の期間に

付与した年次有給休暇の残日数は、第7条の規定にかかわらず同表右欄の期間まで繰り越すことができるものとする。

年次有給休暇の区分	付与日	繰り越すことができる期間
雇い入れ時の年次有給休暇	令和3年10月2日から 令和4年3月31日	令和6年4月2日以降の初回 付与日の前日
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日	令和7年度の付与日の前日
	令和5年4月1日から 令和6年3月31日	令和8年度の付与日の前日
雇い入れ時及び6か月経過後以外の年次有給休暇	令和4年4月2日から 令和4年9月30日	令和6年4月2日以降の初回 付与日の前日
	令和4年10月1日から 令和5年9月30日	令和7年度の付与日の前日
	令和5年10月1日から 令和6年3月31日	令和8年度の付与日の前日

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。